

新

旧

島根県指定医療機関（難病）指定要領	島根県指定医療機関（難病）指定要領
<p>第1～第2 【略】</p> <p>第3 指定・更新の申請及び変更の届出の事務</p> <p>1 指定の申請の事務</p> <p>(1)～(2)【略】</p> <p>(3) 知事は、指定医療機関の指定をしたときは、「難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定による指定医療機関の指定について」（様式第4号）を、保健所長を経由して申請者へ交付する。なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日とする。 <u>ただし、新規に開設する医療機関又は薬局については、指定医療機関の指定日を健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び同号に規定する保険薬局の指定日と同日として差し支えない。</u></p> <p>(4)～(6)【略】</p> <p>2～4 (2)【略】</p> <p>(3) 平成30年4月より新たに介護医療院が創設されたことに伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、難病法や同法に基づく政令、省令等における「病院又は診療所」には介護医療院が含まれるものとされている。そのため、別紙様式第1号、3号、4号について、介護医療院においては、「医療機関コード」を「介護保険事業所番号」と、「開設者」を「代表者」と読み替えた上で記載し、標榜している診療科目欄には「介護医療院」と記載したものを提出させる。 なお、平成30年3月31日時点で既に指定医療機関となっている病院又は診療所から介護医療院に転換する場合は、転換前後の実態を考慮した上で、変更の届出により処理する。</p>	<p>第1～第2 【略】</p> <p>第3 指定・更新の申請及び変更の届出の事務</p> <p>1 指定の申請の事務</p> <p>(1)～(2)【略】</p> <p>(3) 知事は、指定医療機関の指定をしたときは、「難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定による指定医療機関の指定について」（様式第4号）を、保健所長を経由して申請者へ交付する。なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日<u>の属する月の翌月初日</u>とする。</p> <p>(4)～(6)【略】</p> <p>2～4 (2)【略】</p> <p>(3) 平成30年4月より新たに介護医療院が創設されたことに伴い、介護保険法の規定により、難病法や同法に基づく政令、省令等における「病院又は診療所」には介護医療院が含まれるものとされている。そのため、別紙様式第1号、3号、4号について、介護医療院においては、「医療機関コード」を「介護保険事業所番号」と、「開設者」を「代表者」と読み替えた上で記載し、標榜している診療科目欄には「介護医療院」と記載したものを提出させる。 なお、平成30年3月31日時点で既に指定医療機関となっている病院又は診療所から介護医療院に転換する場合は、転換前後の実態を考慮した上で、変更の届出により処理する。</p>

新

旧

第4 審査（確認）

1 審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断する。

(1) 【略】

(2) 病院及び診療所にあつては、健康保険法第63条第3項1号に規定する保険医療機関であり、標榜科が示されていること。

(3) 【略】

(4) 同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。））にあつては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。

2 【略】

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表【略】

第4 審査（確認）

1 審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断する。

(1) 【略】

(2) 病院及び診療所にあつては、健康保険法 (大正11年法律第70号) 第63条第3項1号に規定する保険医療機関であり、標榜科が示されていること。

(3) 【略】

(4) 同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。

2 【略】

附 則

別表【略】